

○住田町有林 J－V E R 販売要領

平成26年 2 月 28 日 告示第49号

改正

平成27年 2 月 25 日 告示第54号

(趣旨)

**第 1** この要領は、町内の町有林で取得したオフセット・クレジット（以下「町有林 J－V E R」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等へ販売することに関して必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集)

**第 2** 町有林 J－V E R の購入希望者（以下「購入希望者」という。）の募集は、町ホームページ等によって行うものとする。

2 町有林 J－V E R の販売は、住田町が保有する数量の範囲内で行うものとし、町ホームページ等に販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

**第 3** 町有林 J－V E R の購入希望者は、申請書類（様式第 1 号～第 3 号）を町長へ提出するものとする。ただし、次に掲げる事業者等は対象外とする。

- (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者及び団体
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者及び団体
- (3) その他本事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、J－V E R 使用に関する資料の提出を求めることができる。

3 申込みは、1 トン（t－C O 2）単位で行うものとし、最低販売数量は 1 トン（t－C O 2）とする。

(購入者の決定)

**第 4** 町長は、第 3 の規定による申込みがあった場合は、先着順に申請書類の内容を審査し、購入者及び購入額を決定するものとする。

2 前項の決定をしたときは、町長は購入希望者に書面により通知する。

(売買代金の納付)

**第 5** 購入者は、町有林 J－V E R の売買代金を、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(町有林 J－V E R の移転)

**第 6** 町長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット登録簿の操作により、町の保有口座から購入者が指定する口座へ購入したオフセット・クレジットの移転手続を行うものとする。

(購入後の報告)

**第 7** 町長は、町有林 J－V E R の購入者に対して、町有林 J－V E R の使用内容について報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入した町有林 J－V E R の使用内容について報告するものとする。

(協議)

**第 8** この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、町長と購入者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

**第 9** この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県気仙郡住田町を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(補則)

**第 10** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則** (平成27年2月25日告示第54号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 関係)

様式第 2 号 (第 3 関係)

様式第 3 号 (第 3 関係)